

令和3年第9回農業委員会総会議事録

令和3年8月31日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和3年8月31日(火)

午後3時2分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第51号 農地法第3条許可について

議案第52号 農地法第4条許可について

議案第53号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第54号 農地法第5条許可について

議案第55号 非農地証明について

議案第56号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第53号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第54号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第55号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第56号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第57号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第58号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	3 番 金 丸 忠 弘	5 番 鬼 塚 健 太
7 番 川 越 定 光	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 川 越 忠 次	13 番 岡 原 明 美	14 番 持 原 義 信
16 番 佐 藤 裕 次 郎	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

2 番 岡 武 義	4 番 久 保 田 章 生	6 番 川 野 富 男
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	15 番 小 倉 俊 博
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也
22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 徳	


6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	農地調整係長	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係副主幹	迫 田 秀 一 朗	農地調整係主事	吉 蘭 京 花
総務係主任主事	新 川 竜 太 郎		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 美 

委員 鬼塚 健太 

委員 中村 和寛 

午後 3 時 2 分開会

○議長（松田） これより令和 3 年第 9 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、2 番岡武義委員、4 番久保田章生委員、6 番川野富男委員、11 番長友紘子委員、12 番川越正彦委員、15 番小倉俊博委員、17 番片上英行委員、18 番高間秀一委員、19 番川越達也委員、22 番外蘭香委員、23 番蛭原安德委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、5 番鬼塚健太委員、21 番中村和寛委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長補佐に説明をいたさせます。

○事務局（鍋島） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案審議につきましては、まん延防止等重点措置が取られておりますので、十分な感染対策を図るため、室内の換気以外に総会についても短時間で終了させたいと考えております。そこで、今回は通常の 1 ページごとの審議ではなく、何ページかまとめて一括審議をお願いする案件もありますので、御了承をお願いいたします。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 51 号「農地法第 3 条許可について」は 10 件でございます。

議案第 52 号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第 53 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 54 号「農地法第 5 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 55 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 56 号「農用地利用集積計画の決定について」は 108 件でございます。

以上、審議件数は 142 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、32 万 3,721 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、

29万4,019平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 議案第51号農地法第3条許可について、1ページから4ページまでを議題とします。

○事務局（吉菌） 農地法第3条許可について説明します。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、3名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号131、3ページの番号136、4ページの番号138が該当しますが、番号131は市街化区域だったことから、また、番号136、番号138は、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

1ページの番号130を御覧ください。

本案件は親から子への使用貸借です。渡人は農業者年金の特例付加年金を受給しており、申請農地につきましては、平成11年6月から10年間、今回同様第3条の許可を得て、親子間で使用貸借が行われておりましたが、期間満了後、再設定の手続が行われていなかったことから、今回申請が行われたものです。

最後に、2ページの番号132を御覧ください。

本案件は一部裁判の和解による単独申請です。通常3条は、売買等、当事者が連署して共同で申請を行うことが原則となっておりますが、例外として、農地等の所有権移転等が、①競売もしくは公売または遺贈その他の単独行為による場合、②判決や審判の確定、裁判上の和解や調停の成立などによる場合には、単独で申請することができることとなっております。

それでは、単独申請になった経緯を御説明いたします。

受人は亡くなった渡人の夫の連れ子の孫に当たり、養子縁組の手續等も行っていなかったため、法定相続人ではありません。しかし、生前、亡くなった渡人は、受人に本案件の農地を贈与する約束をしておりました。また、この約束は受人と亡くなった渡人以外知らなかったため、贈与の手續がされないまま、渡人が相続することになりました。その後、受人は渡人に亡くなった渡人から農地の贈与を約束していたことを話しましたが、渡人8名のうち7名が農地を贈与することに理解を示さなかったため、受人が裁判を起し、結果、裁判上の和解による成立となりました。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第52号農地法第4条許可について、5ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号26を御覧ください。

申請地は、宮崎市池内町にあります池内小学校から北に約500メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断

しています。

最後に、番号 27 を御覧ください。

申請地は、宮崎市村角町にあります東大宮中学校から東に約 600 メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 53 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、6 ページを議題とします。

○事務局（領家） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第54号農地法第5条許可について、7ページを議題とします。

○事務局(領家) 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号175を御覧ください。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。

1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市田野町にあります田野インターチェンジから北西に約1.5キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第2種農地」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、周辺への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

最後に、番号176を御覧ください。

申請地は、宮崎市花山手東3丁目にあります宮崎市民文化ホールから南に約700メートルの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、8ページの番号178、179、9ページの番号180、182、10ページの184です。

なお、番号178、179、184の案件については、始末書付の案件となっております。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号175番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、8ページから9ページまでを議題とします。

○事務局（領家） 番号177を御覧ください。

申請地は、宮崎市跡江にあります生目の杜遊古館から南東に約1キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号181を御覧ください。

申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります佐土原高等学校から西に約1.5キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページから 11 ページまでを議題とします。

○事務局（領家） 番号 183 を御覧ください。

申請地は、宮崎市田野町にあります七野小学校から北に約 5 キロの場所に位置する土地です。申請地の農地区分は「農振農用地区域」となりますが、現在、除外するよう申請しており、除外見込みありと担当課に確認済みです。除外後は「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 55 号非農地証明について、13 ページを議題とします。

○事務局（川越） 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2 件の案件について説明いたします。

申請番号 22、23 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、原野化しております。このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、8 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 56 号農用地利用集積計画の決定について、14 ページから 69 ページまでの利用権設定分と、別紙の申請番号 564 番を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、鬼塚健太委員、中村和寛委員、松田真郎委員の退室を求めます。

（5 番鬼塚健太委員、21 番中村和寛委員、24 番松田真郎委員退室）

○事務局（新川） 議案第 56 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営

基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、14 ページの番号 100 番から 48 ページの番号 159 番までの 60 件でございます。

利用権設定につきましては、49 ページの番号 517 番から 69 ページの番号 549 番までの 33 件と、別紙の 564 番を合わせた 34 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 3 件、新規設定が 5 件、賃借権の再設定が 8 件、新規設定が 18 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

鬼塚健太委員、中村和寛委員、松田真郎委員の入室を求めます。

（5 番鬼塚健太委員、21 番中村和寛委員、24 番松田真郎委員入室）

○議長（松田） 次に、70 ページから 77 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、70 ページの番号 550 番から 77 ページの番号 563 番までの 14 件でございます。

なお、76、77 ページの番号 562 番、563 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付の後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長補佐に説明を求めます。

○事務局(鍋島) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第53号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第54号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数7件でございます。

報告第55号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第56号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数21件でございます。

報告第57号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数1件でございます。

報告第58号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数9件でございます。

なお、報告第53号、第54号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第55号、第56号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(松田) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和3年第9回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時32分閉会